

○八王子市3歳児健康診査での読み聞かせの事業実施要綱

平成 23 年6月1日施行

改正 平成 25 年8月 26 日

改正 令和3年 10 月 18 日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)第2条第1号コ及び第2号キに基づき、3歳児健康診査で読み聞かせ事業(以下「事業」という。)を実施することにより、絵本、紙芝居及びおはなしなど(以下「絵本」という。)を楽しむことを親子で体験し、家庭での実践へつなげるとともに、読書に関する情報を提供することで、家庭での読書環境の充実を図る。

また、0歳児で実施しているブックスタート事業のフォローアップ事業として位置付け、絵本等の読み聞かせを、親子のコミュニケーションの醸成に役立ててもらうことを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、満3歳を超えた幼児とし、3歳児健康診査時の機会をとらえ実施する。

(実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、八王子市保健福祉センターが実施する3歳児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、3歳児健康診査時の幼児に対して、問診の待ち時間等を利用し、絵本等の読み聞かせを行う。

(実施体制)

第5条 本事業の実施は、八王子市図書館及び八王子保健福祉センターが連携し、ボランティアと協働して実施する。

(ボランティア)

第6条 本事業を実施するため、3歳児健康診査での読み聞かせ事業ボランティア(以下「ボランティア」という。)を登録する。

- (1) ボランティアは、八王子市在住または在勤とし、継続的に活動できるもので18歳以上とする。
- (2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。
- (3) ボランティア活動中の事故に備え、あらかじめボランティア保険への加入手続きを行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年8月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 10 月 18 日から施行する。